

# 新型コロナウイルス感染症の10月以降の公費支援費用の請求 に関するレセプトの記載等について

## 1. 公費負担者番号、公費受給者番号等

公費の種類	内容	公費負担者番号	公費受給者番号
入院補助	高額療養費制度の自己負担限度額から1万円を減額	28260701	9999996
治療薬補助	新型コロナ治療薬（ラゲブリオ・ゾコーバ等）につき、 <b>上限額</b> まで自己負担 上限額（自己負担割合により変更） 1割：3000円、2割：6000円、3割：9000円	28260800	9999996

※9月30日までの公費負担者番号、公費受給者番号と同じ

※他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号28の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第37条））と同様の取扱いとすること

## 2. 「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は入院補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、入院における多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を、また、入院外における多数回該当の場合は区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を、それぞれ記載すること。

## 3. 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、医療保険及び適用する公費に係る合計点数をそれぞれ記載すること。

また、治療薬補助に係る「負担金額」又は「一部負担金」の項には患者の負担割合に応じた自己負担限度額（1割負担：3000円、2割負担：6000円、3割負担：9000円）までの額を記載し、入院補助に係る「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の8（2）②に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額を記載すること。

記載例

入院外の場合 特記事項：区ウ

公費①：治療薬補助

・初・再診料、検査料など：1,400 点

・コロナ治療薬：9,400 点

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	一部負担金 円
		10,800		
	公費①	点	※ 点	円
	9,400		9,000	
公費②	点	※ 点	円	